

広島県告示第八百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和八年八月二十四日

広島県知事 横 田 美 香

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
アイカ新浜薬局	尾道市新浜二丁目二番一号	令和八年六月三〇日
在宅看護総合ステーションカ ピリナ西条	東広島市西条東北町一一番三六号	令和八年六月三〇日
医療法人社団はまい会 大君 浜井病院	江田島市大柿町大君九六二番地一	令和八年六月三〇日